



福岡医発第 2584 号 (地)

令和 3 年 1 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出されるとともに、日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本事務連絡は、今般の感染状況等を踏まえ、診療・検査医療機関等から感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合について、「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」（令和 2 年 6 月 25 日付け福岡医発第 905 号（地）にてご連絡）により、下記のとおりご対応いただくよう連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 診療・検査医療機関の医師は、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断する場合は、患者に対して、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 16 日付け福岡医発第 190 号（地）にてご連絡）に基づく対応ができる旨説明すること。
2. 1 により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、診療・検査医療機関の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

以上

(地 455) (健Ⅱ 403)

令和 2 年 12 月 25 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会

常任理事 釜 菔 敏

宮川 政昭



診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

例年、季節性インフルエンザの流行期に多数発生する発熱患者への対策が今年度も必要ですが、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難である状況です。

これを踏まえた都道府県による発熱患者等の診療又は検査可能な診療・検査医療機関の指定について、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 7 日付（健Ⅱ 264F））をもって貴会宛てにお送りいたしました。

本事務連絡は今般の感染状況等を踏まえ、診療・検査医療機関等から感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合について、「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」（令和 2 年 5 月 26 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に従って下記のとおり、ご対応いただくよう連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 診療・検査医療機関の医師は、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断する場合は、患者に対して、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月14日付（地43）（健Ⅱ34）をもって貴会宛てにお送りいたしました）に基づく対応ができる旨説明すること。
2. 1.により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、診療・検査医療機関の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

以上

事 務 連 絡
令和2年12月24日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

標記について、別添のとおり、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡
を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周
知いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和2年12月24日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

例年、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定して対策を講ずる必要があります。一方、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザとCOVID-19を臨床的に鑑別することは困難であることが指摘されています。このような状況を踏まえ、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、都道府県におかれては、発熱患者等の診療又は検査可能な診療・検査医療機関の指定を行っていただいていたところです。

また、帰国者・接触者外来等において感染が疑われる患者に対して処方箋を交付する場合の留意事項については、「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」（令和2年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下5月26日付け事務連絡）により、事務連絡を発出しております。

今般の感染状況等を踏まえ診療・検査医療機関等から感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合についても、引き続き5月26日付け事務連絡の留意事項に従って御対応いただきますよう、貴管下の医療機関、薬局等に周知をお願いします。



事 務 連 絡
令和2年5月26日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる
患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症患者在各地域で発生しているところであり、感染が疑われる患者に対しては、帰国者・接触者相談センターや保健所、かかりつけ医に相談の上、帰国者・接触者外来を受診していただくよう要請しているところです。

こうした感染が疑われる患者に対しては、外出を避けるよう求めているところですが、患者が受診した帰国者・接触者外来、医療機関（以下、「帰国者・接触者外来等」という。）において、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について、以下のとおりとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断す

る場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。

2. 1. により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合においては、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。